2026年11月27日

各　位

会社名　　エスクリプトエナジー株式会社
（コード番号：5721　東証スタンダード）
代表者名　代表取締役社長　久永　賢剛
問合せ先　　経営管理部
（https://s-cryptoenergy.jp）

第11回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が2026年10月13日に発行した第11回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）について、その割当先であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCAO」といいます。）、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC（以下「MAP246」といいます。）及びBEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCAO及びMAP246とあわせて「本割当先」といいます。）が保有する本新株予約権の一部を三崎優太氏（以下「三崎氏」といいます。）に譲渡すること（以下「本件譲渡」といいます。）を承認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本新株予約権の譲渡承認を行った理由

三崎氏は、2026年２月13日付で当社のグリッド事業エグゼクティブアドバイザーに就任しておりましたが、2026年８月31日付で同職を退任しております。なお、同氏は、2026年11月６日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載の取締役候補者であります。

今般、同氏から、当社の事業及び成長性を評価し、今後は当社の株主として中長期的に当社の企業価値向上を支援したいとの意向が示されるとともに、本割当先から本新株予約権の一部を譲り受け、これを行使することにより当社普通株式を取得したい旨の申し入れがありました。これを受け、当社は、本割当先及び三崎氏と協議を行い、本割当先からも当該譲渡に応じる旨の意向を確認いたしました。

三崎氏は、当社が2025年９月４日に発行した第９回新株予約権（行使価額修正選択権付）の割当先であり、本日現在において同新株予約権45,500個を保有しております。当社は、三崎氏から2026年11月26日付金融機関残高資料の提出を受け、本新株予約権57,000個の行使

に要する資金（下限行使価額35円で199.5百万円、当初行使価額63円で359.1百万円）の保有を確認しております。

また、三崎氏については、第９回新株予約権の割当てに先立ち、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（東京都千代田区九段南二丁目３番14号、代表者　小板橋　仁）に対し、反社会的勢力等との関係の有無に関する調査を依頼し、関係を有する事実が認められない旨の報告書を受領しております。今般の本件譲渡に際しては、三崎氏から、本新株予約権の取得目的が当社の株主として中長期的に当社の企業価値向上を支援することにあること、譲り受けた本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を中長期的に保有する方針であること、本新株予約権の行使に必要な資金を確保していること、及び本新株予約権の買取契約に定める行使数量の制限（各暦月の行使により取得する株式数が上場株式数の10%を超えないこと等）その他の譲受人が承継すべき事項を承継することを改めて確認しております。

当社は、三崎氏が当社の株主となることにより、当社と三崎氏との中長期的な利害の一致が図られ、当社の企業価値向上に資するものと考えております。また、本件譲渡は既発行の本新株予約権の新株予約権者間の移転であり、新たな希薄化を伴うものではありません。以上を踏まえ、当社は、本新株予約権の買取契約の定めに基づき、本件譲渡を承認することが相当であると判断いたしました。

なお、三崎氏が譲り受けた本新株予約権の全部を行使した場合、同氏の保有株式数は5,700,000株となり、本日現在の当社発行済株式総数183,722,409株に当該行使により交付される株式数を加えた189,422,409株に対する持株比率は3.01%となる見込みです。

２．本新株予約権の譲渡の内容

（１）譲渡人	LCAO、MAP246及びBEMAP
（２）譲渡先	三崎　優太
（３）譲渡承認日	2026年11月27日
（４）譲渡日（予定）	2026年11月30日
（５）譲渡個数	57,000個（目的となる株式の数5,700,000株）

（注）本件譲渡により、本新株予約権の行使条件その他の発行要項の内容に変更はありません。

３．本件譲渡前後の本新株予約権の保有状況

新株予約権者	本件譲渡前	本件譲渡	本件譲渡後
LCAO	547,600個	△42,180個	505,420個
MAP246	59,200個	△4,560個	54,640個
BEMAP	133,200個	△10,260個	122,940個
三崎　優太	－	57,000個	57,000個
合計	740,000個	－	740,000個

（注）本件譲渡前の個数は、本日現在の未行使残高であります。

４．本件譲渡による第６回無担保普通社債の償還及び資金調達への影響

（１）第６回無担保普通社債の償還への影響

本割当先は、当社第６回無担保普通社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）を保有しており、本社債の引受契約においては、本新株予約権の行使により当社に払い込まれた金額の累計額が 25 百万円を超えるごとに、本割当先の請求により本社債を１口ずつ繰上償還すること、及び当該累計額を原則として本社債の償還に充当することが定められております。また、本割当先との間の相殺予約契約に基づき、本割当先による本新株予約権の行使に係る払込債務と当該本割当先が保有する本社債の償還金支払債務とは、本割当先ごとに対当額で相殺されます。三崎氏は本社債を保有していないため、同氏による本新株予約権の行使に係る払込みは相殺の対象とならず、現金により行われますが、当該払込金も上記の累計額に含まれるため、本割当先からの繰上償還請求に応じ、本社債の償還に現金で充当されます。

本社債の本日現在の残高 600 百万円（24 口）については、上記の条件に従い、本新株予約権の行使に応じて償還する方針であります。本件譲渡後に本割当先が保有する本新株予約権は 683,000 個（目的となる株式の数 68,300,000 株）であり、その全部が下限行使価額 35 円で行使された場合の払込金額は 2,390.5 百万円となるため、本件譲渡により本社債の償還に必要な本新株予約権の数が不足することはないものと考えております。

（２）コミット条項の取扱い

本新株予約権の買取契約に定めるコミット条項（本割当先による本新株予約権の行使に関する約定）は、三崎氏には承継されません。したがって、三崎氏が譲り受ける本新株予約権 57,000 個について同氏に行使の義務はなく、その行使の時期及び数量は同氏の判断によることとなります。なお、本割当先が負う当該コミット条項に基づく義務の内容に変更はありません。

（３）資金調達の確実性及び資金使途への影響

三崎氏からは、上記１．に記載のとおり本新株予約権の行使に必要な資金を確保していることを確認しており、同氏は譲り受けた本新株予約権を譲受け後速やかに行使する意向を示しております。三崎氏が譲り受ける本新株予約権の全部が下限行使価額 35 円で行使された場合の払込金額は 199.5 百万円となります。

当該払込金は現金により当社に払い込まれ、本割当先から本社債の繰上償還請求があった場合には、上記（１）のとおり本社債の償還に充当いたします。本新株予約権の行使価額は下限行使価額（35 円）近辺で推移しており、調達額が当初の想定を下回る見込みであることから、当社は、2026 年９月 25 日付「第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び買取契約（第 11 回新株予約権につきコミット条項付）の締結並びに第６回無担保普通社債（私募債）の発行及び第５回無担保普通社債（私募債）の償還に関するお知らせ」（以下「９月 25 日付開示」といいます。）の「調達する資金の具体的な使途」②に記載のとおり、系統用蓄電池の新規案件の取得を見合わせたうえで、当該払込金のうち本社債の償還に充当した後の残額を、既に取得を決定しているＳＣＥ長州周南蓄電所及びＳＣＥ薩摩伊佐蓄電所の支払残額 193.1 百万円に優先的に充当いたします（支払済みの分については、これに充当し

た手元資金の補填に充てます。）。なお、本件譲渡により、９月 25 日付開示に記載の資金使途の内容、優先順位及び支出予定時期に変更はありません。

５．譲渡先の概要

（１）氏名	三崎　優太
（２）住所	東京都品川区
（３）職業	三崎未来ホールディングス株式会社　代表取締役
（４）当社と当該個人との間の関係	資本関係：当社普通株式の保有はありません（議決権所有割合 0.00%）。なお、当社第９回新株予約権 45,500 個（目的となる株式の数 6,779,500 株）を保有しております。 人的関係：同氏は 2026 年２月 13 日付で当社のグリッド事業エグゼクティブアドバイザーに就任しておりましたが、2026 年８月 31 日付で退任しております。なお、同氏は 2026 年 11 月６日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載の取締役候補者であります。 取引関係：同氏が代表取締役を務める三崎未来ホールディングス株式会社と当社との間で、2026 年１月 13 日付で業務提携契約を締結しております。また、当社は、2026 年２月 16 日付で、同社及び同氏が代表取締役を務める三崎未来電子株式会社との間で、系統用蓄電池に係る土地及び設備契約を締結しております。さらに、当社は、三崎未来ホールディングス株式会社との間で 2025 年６月１日付で業務委託契約（委託料月額 55 万円（税込））を締結しておりましたが、同契約は 2026 年８月 31 日をもって終了しております。なお、上記土地及び設備契約のうち、系統用蓄電池（ＳＣＥ長州周南蓄電所）に係る土地代金の未決済額は、本日現在５百万円であります。 関連当事者への該当状況：該当事項はありません。

６．今後の見通し

本件譲渡は、既発行の本新株予約権の新株予約権者間の移転であり、当社の発行済株式総数及び潜在株式数に変動はありません。また、本件譲渡による当社業績への影響はありません。

（参考）本新株予約権の概要

（１）割当日	2026 年 10 月 13 日
（２）新株予約権の総数	800,000 個（新株予約権１個につき 100 株）
（３）発行価額	総額 32,800,000 円（新株予約権１個当たり 41 円）
（４）当該発行による潜在株式数	80,000,000 株
（５）資金調達の額	5,072,800,000 円（内訳）新株予約権発行分　32,800,000 円 新株予約権行使分　5,040,000,000 円 （注）全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。

（６）行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 63 円。2026 年 10 月 19 日以降、各行使請求の通知が行われた日の属する週の前週の最終取引日の終値の 90%に相当する金額（小数第１位未満の端数切上げ）に修正されます。ただし、下限行使価額は 35 円です。
（７）募集又は割当の方法（割当先）	第三者割当の方法により、LCAO に 592,000 個、MAP246 に 64,000 個、BEMAP に 144,000 個を割り当てております。
（８）権利行使期間	2026 年 10 月 14 日から 2028 年 10 月 13 日まで
（９）譲渡制限	本新株予約権の買取契約において、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。

以　上